

医療法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和 8 年 3 月 27 日
厚生労働省
医政局総務課

医療法施行規則等の一部を改正する省令案について、令和 8 年 1 月 27 日（火）から同年 2 月 25 日（水）まで御意見を募集したところ、2 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	オンライン診療受診施設の届出について、診療所や病院よりも大幅に簡素化・緩和することが 1 月 26 日の第 124 回社会保障審議会医療部会の資料で示されている。 2025 年 6 月 13 日に閣議決定された規制改革実施計画では、オンライン診療受診施設の構造基準等については、プライバシー保護、衛生管理、情報セキュリティを含む良好な通信環境の確保等を必要最低限にするとされている。 患者のプライバシーの配慮や、衛生管理、情報セキュリティ問題など、本来厳格に対応すべき事項は多い。医療の質を確実に担保できるような基準や届出を定めるべきだ。	○ オンライン診療の適切な実施に関する指針（以下「本指針」といいます。）における記載を踏まえ、オンライン診療基準において、オンライン診療の際の患者の所在については、清潔かつ安全であり、物理的に隔離された空間でなければならないとしました。また、オンライン診療受診施設の設置者は、それらを確保するための措置を講じなくてはならないのみならず、それらに適合している旨を公表することとしました。さらに、オンライン診療実施病院等においても、患者の所在に関する事項を確認し、適

		合している事実が確認できない場合には、オンライン診療を中止しなければならないこととしました。 ○ 加えて、本指針における記載を踏まえ、情報セキュリティの確保については、オンライン診療受診施設・オンライン診療実施病院等双方において、情報セキュリティの確保のための措置を義務づけました。オンライン診療受診施設の適切な管理・運営については、今後も施行後の状況を注視しながら適正化をはかってまいります。
2	初診オンラインに慎重な整理を設ける趣旨には賛同する。特に、初診オンラインのみでの診断書発行および向精神薬処方を禁止する整理は妥当である。一方、精神科初診待機の長期化が課題であることを踏まえ、双方向ビデオによる医師の診察自体には過度な一律制限を設けない整理を検討いただきたい。 重症疑い例の対面移行、電子処方箋による重複チェック、診療録即時保存を前提とする。	○ ご指摘の点については、オンライン診療の適切な実施に関する指針の記載を踏まえ、向精神薬等については、オンライン診療基準においても、初診でない場合であって、その症状等について対面診療を経ている場合を除いて、オンライン診療において処方を行ってはならないとしました。 ○ また、精神科においても他の診療科と同様に規制の対象ではありますが、本省令において、精神科のみにかかる規制はありません。なお、オンライン精神療法については、「情報通信機器を用いた精神療法の適切な実施に関する指針」もご参照ください。

※上記のほか、2件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。